

令和7年度文化の森総合公園植栽等維持管理委託業務共通仕様書

この仕様書は、文化の森総合公園植栽等維持管理委託業務について、示すものとする。
なお、この仕様書に示していないものであっても、業務の性質上必要と認められるものがあるときは、発注者の指示に従って実施するものとする。

1. 業務に関する留意事項等

- (1) 受注者は、業務を実施するにあたっては、常に良好な状態で保持し、利用者が快適に利用できる施設として提供するためのものであることを十分留意し、所定の作業を適正・安全に実施するものとする。
- (2) 受注者は、業務を総括するため現場責任者を選任し、業務の指揮・監督その他一切の事項を処理させるものとする。
- (3) 発注者は、業務が契約書及び仕様書に適合しないことが起きたときは、受注者に対してその業務の内容変更や手直しを命ずることができる。
- (4) 受注者は、業務を遅滞のないようにするため、必要な作業員を確保し業務を効率的かつ迅速に行い、疎漏のないようにするものとする。
- (5) 受注者は、業務実施中に作業員の故意又は、重大な過失によって公園施設等の破損又は亡失したときは、その損害を賠償しなくてはならない。
- (6) 作業中に作業員に労災事故等が発生した場合は、すべて受注者の責任において解決すること。

2. 委託業務安全管理

- (1) 作業時における作業員への安全管理の徹底について
 - イ. 労働安全教育をさらに徹底させること。
 - ロ. 足場を使用する場合には足場の安定を確実にすること。
 - ハ. 作業時にはヘルメット着用を徹底させること。
- ニ. 事故発生時の連絡体制を作業員にも明確にさせておくこと。
- (2) 作業時における園内利用者への安全管理の徹底について
 - イ. 草刈り機等の使用時は利用者の少ない日時とし、歩行者や駐車車両等に危険がおよばないよう防護板などで防護を行い安全確保に努めること。
 - ロ. 高木剪定時等では落下物が歩行者や構造物に危険を与えないよう監視員を置くなど安全確保に努めること。
 - ハ. 薬剤散布は利用者の少ない休館日や早朝を利用して実施し、風向きなどで周辺住宅などに影響の予想される場合は行わないこと。
- ニ. 作業車両の園内走行では徐行を守るとともに、駐車時には公園利用者通行の妨げとならないようにすること。
- ホ. 作業区域及びその周辺は、園内利用者の不快とならないよう努めること。

3. 植栽等維持管理委託業務作業

- (1) 刈込
 - イ. 寄植は、工程表によりそれぞれの樹木の適期に行うこと。
 - ロ. 花木類は、花芽の分化時期と着生位置に注意し前期の刈込み以降に伸びた徒長枝等を刈込むこと。
 - ハ. 枝の密生した箇所は、中すかしを行い、刈地原形を考慮しつつ樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込むこと。

ニ．生垣は、枯死、徒長枝を刈取り枝の形を整えた後、一定の幅を決めて両面を刈込み、天端を揃えること。

ホ．刈取った枝葉は、速やかに処理し、刈込みを行った場所はきれいに清掃すること。

(2) 剪定

イ．上中木について行うこと。

ロ．剪定は、自然樹形で主として枯死、弱小枝、病虫害枝、障害枝、危険枝及びからみ枝等の不要枝とする。

ハ．病虫害枝、障害枝は全体の樹形を考慮しつつ剪定すること。

ニ．枯死、弱小枝等はその枝のつけ根から刈取ること。

ホ．切り取った枝は、速やかに園外に搬出すること。

ヘ．剪定に当たっては、通行中の人や車両等に注意し事故が起きないように、十分に配慮すること。

(3) 病虫害防除

イ．薬剤の散布に当たっては、天候に注意し、晴天の持続する時期を選んで、文化施設の休館日で人通等の少ない時間帯に最も効果的に行うこと。前記によがたい場合は、監督員と協議して散布を行うこと。

ロ．薬剤の使用に際しては、農薬取締法等の農薬関連法規並びにメーカー等で定める使用安全基準及び使用方法を遵守し、周辺部に影響を与えないようにするとともに必ず見張人を立てて、来園者や通行人に薬剤のしぶきが飛びかからないように十分注意すること。なお、散布中来園者等が訪れた場合は一時中止しなければならない。

ハ．所定の散布量を植栽全体にむらなく散布すること。

ニ．薬剤の散布後は、直ちに薬剤を散布している旨の表示板を要所に立て、来園者に注意を促すようにすること。なお、この表示板は散布の日から危険がなくなる翌日に直ちに撤去すること。

ホ．薬剤を散布するときは、その前々日までに甲に連絡すること。

ヘ．薬剤を散布したときは、所定の書式により、その都度甲に報告すること。

ト．薬剤散布に絡んで、トラブルが生じたときは、直ちに処理しその状況を甲に連絡すること。

チ．薬剤散布後約1か月以内に病虫害が発生したときは、乙において薬剤散布を行うこと。

リ．小規模な病虫害が発生したときは、乙において薬剤散布を行うこと。

(4) 除草

抜取除草

イ．植栽植物をいためないように除草器具などを用いて根株ごと抜取りを指定された回数を行うものとする。また、法面除草について樹木を足の滑り止めにして除草をしないこと。

ロ．抜取った草は、速やかに園外に搬出し適切に処理するとともに、除草跡は清掃すること。

刈取除草

イ．指定箇所は刈取り除草を行うものとする。

ロ．植栽植物をいためないよう根際より刈取ること。

ハ．斜面等の除草を行う場合は、地面を削ることなく根際より刈取ること。

ニ．抜取った草は、速やかに園外に搬出し適切に処理するとともに、除草跡は清掃すること。

(5) 施肥

イ．寄植には、設計書で定められた数量を均一に施すこと。

- ロ．芝、地被類等には設計書で定められた数量を均一に施すこと。
- ハ．施肥をしたときは、所定の書式により、その都度甲に報告すること。
- ニ．肥料の材料検収の写真は分割区域内で写すこと。

(6) 穿孔性害虫駆除

- イ．指定樹木について、枝や幹に穿孔性害虫駆除（テッポウ虫等）等の食害の穴を見つけ、薬剤を注射器等で注入し駆除すること。

4. その他

(1) 検査

- イ．作業が完了次第、発注者に申し出て検査を受けること。

(2) 見廻り

- イ．現場責任者は、強風・大雨・台風等の後は、その都度分割区域内を見廻り、予定外の作業を必要とするときは、発注者と協議して実施するものとする。
- ロ．倒木等があるときは写真撮影を行い直ちに復旧、撤去するとともに必要な措置を行うこと。
- ハ．上記の行為を怠り樹木等が枯死した場合また明らかに受注者が原因で枯死した場合には無償により補植すること。

(3) 作業車表示

- イ．分割内に作業車を乗入れるときは、車のフロントガラス等に「第○分割作業車」と表示すること。

(4) 協議

- イ．この仕様書に、より難い事情があるときは、発注者と受託者が協議して実施するものとする。